

## 「実習・演習指導アルバイト」登録のお願い

1. 実習・演習指導アルバイト登録制度とは、神戸市看護大学の教員が、産休・育休、休職などの理由により実習・演習が実施できなくなった場合に備えて、アルバイトとして学生指導が可能な方に事前に登録していただく制度です。

産休・育休や休職者が生じた場合に、大学からご連絡させていただき面接の上で雇用契約を結んで勤務していただきます。勤務可能な時間や条件等については個別の面接の際にお話させていただきます。

あなたがこれまで培ってこられたご経験やお力を、看護職を目指す大学生の教育に、是非お貸しください。

### 2. 応募の条件

- ①看護師の免許を有していること（保健師の教育課程では保健師の免許、助産師の教育課程では助産師の免許を有していること）
- ②他の常勤の仕事をしていないこと
- ③看護職の実務経験があること。できれば実習指導経験があることが望ましいです。
- ④年齢は問いません。

### 3. 勤務の条件

- ⑤謝金：時給 1,800 円（勤務時間外は時間外勤務手当が支給されます）。交通費は 1 日につき上限 2,000 円まで支給されます。
- ⑥勤務時間：実習の場合は月曜から金曜日の 8 時 45 分～17 時 30 分（学生の学習状況により延長する場合があります）。土日・祝日は休日。  
演習の場合は分野の時間割により異なります。
- ⑦勤務期間：実習の場合、原則 2 週間ですが、3 週間や 4 週間の場合もあります。また実習の事前の準備として、実習開始の約 2 週間前から勤務していただきます。応募いただいた方のご都合と大学側の事情に応じて、雇用継続の場合もあります。
- ⑧大学が希望する期間に勤務可能な方には、雇用契約前に面接をさせていただきます。

### 3. 事前登録方法

- 1) 履歴書を、以下に郵送してください。なお、面接時および毎年の登録更新時に変更があればお知らせください。

〒651-2103

神戸市西区学園西町 3-4 神戸市看護大学 経営管理課 人事・給与担当 宛

- 2) 履歴書の職歴には、必ず以下のような実務経験がある病棟・施設を記載してください。また、空欄には、以下のような学生指導を希望される分野を記載してください。

- ・実務経験をした施設と病棟（対象患者や疾患などが分かる）とその期間
- ・希望される看護分野（複数記載可能）

基礎看護（看護技術）、成人看護、小児看護、精神看護、高齢者看護、在宅看護（訪問看護ステーション）、地域看護（保健所・保健センター）、助産。

3) 履歴書の免許欄には、看護師等の免許番号を記載してください。

4) 連絡先は住所の他、携帯電話とメールアドレスもご記入ください。

#### 4. 大学からの連絡

産休・育休や退職者が生じた場合に、履歴書に記載していただいた希望される看護分野と実務経験等を参考に、大学から面接のご依頼の連絡をさせていただきます。

退職者等が生じない場合には、大学からの連絡がないこともありますので、ご了承ください。

#### 5. 登録更新方法

更新は1年毎になります。

登録者の方全員に、年度末に次年度の更新希望をお伺いします。メールをお送りしますのでご返信ください。

#### 6. 個人情報の保護について

お送りいただきました履歴書は、大学で厳重に管理致します。また履歴書の情報は、実習・演習指導アルバイト雇用の目的以外で利用することはありません。

\* ご不明な点がある場合や、年度途中での登録取り消しの場合は以下にご連絡ください。

〒651-2103

神戸市西区学園西町3-4 神戸市看護大学 経営管理課 人事・給与担当

電話：078-794-8080（代表）

メール：jinkyu@kobe-ccn.ac.jp